

○内閣府
厚生労働省 令第九号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(特例対象会社)</p> <p>第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p style="padding-left: 2em;">〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(特例対象会社)</p> <p>第五十条の二 〔同上〕</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社</p> <p style="padding-left: 2em;">〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。